

令和 8 年度災害対策本部室等映像音響設備更新業務

仕様書

令和 8 年 6 月

鳥取県危機管理部

第 1 章 総 則

1.1 適用

本仕様書は鳥取県が行う「令和 8 年度災害対策本部室等映像音響設備更新業務」に適用する。

1.2 業務の範囲

本業務の範囲は、本仕様書及び図面（以下「本業務仕様書」という。）に基づき、次に掲げる内容とする。

- (1) 本業務仕様書に掲げる機器の調達
- (2) (1)に掲げる機器の据付・調整・試験
- (3) (2)に関する配線等の敷設
- (4) 既設機器及び配線等の撤去及び産業廃棄物処理
- (5) 完成図書の作成・提出

1.3 業務の期間

契約日から令和 9 年 8 月 3 1 日まで

1.4 業務の場所

第二庁舎 2 階緊急事態対処センター 3 階災害対策本部室 4 階災害オペレーション室 4 階第 3 3 会議室 4 階第 3 4 会議室 3 階危機管理部長室 3 階防災機器室 1 ～ 3 3 階情報システム担当執務室	鳥取県鳥取市東町 1 丁目 2 7 1
本 庁 舎 3 階知事室	鳥取県鳥取市東町 1 丁目 2 2 0
鳥取県警察本部	鳥取県鳥取市東町 1 丁目 2 7 1
琴浦大山警察署	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤崎 1919 番地 21

1.5 準拠する法令等

本業務仕様書によるほか、次に示す各種法令等に準拠するものとする。

- (1) 電波法及び同法関係法規
- (2) 有線電気通信法及び同法施行規則
- (3) 電気通信施設設計業務共通仕様書（案）
- (4) 電気通信施設設計要領(案)・同解説
- (5) 日本産業規格（J I S）
- (6) 日本電気工業会標準規格（J E M）
- (7) 電気設備技術基準（通商産業省 5 2 号）
- (8) 日本電気規格調査会標準規格（J E C）

- (9) 日本電気機械工業会標準規格（E I A J）
- (10) 日本電線工業会規格（J C S）
- (11) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 7 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (12) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 7 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (13) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和 7 年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (14) 電気設備工事監理指針（令和 7 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (15) 工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編（令和 5 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (16) 鳥取県土木工事共通仕様書
- (17) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和 3 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (18) 建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）

1.6 注意事項

- (1) 受注者は、発注者と緊密な連絡を保って本業務を行うため、常時連絡が取れる体制を構築すること。
- (2) 受注者は、業務対象範囲外の故障等の異常を発見した場合についても、速やかに発注者に報告を行うこと。
- (3) 本業務仕様書に記載がなくともシステムを構成する上で当然必要となる関係機器類の移設、固定等は本業務の対象とする。
- (4) 本業務の実施に伴って発生した撤去部品及び不用品については、受注者の責任で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に従い処分すること。
- (5) 本業務を行う上で必要となる測定器・試験用工具等（以下「測定器等」という。）は原則として受注者が用意すること。ただし、やむを得ず発注者所有の測定器等を使用する時は、事前に発注者の了解を得ること。
- (6) 作業中の安全確保に留意し、特に高所における作業及び電気作業を行う時は、作業状況を確認するとともに、細心の注意をもって作業を進めること。
- (7) 対象施設における作業は、発注者の指定する時間とし、事前に発注者の了解を得ること。
また、発注者以外が管理する対象施設については、受注者が当該施設の管理者と作業内容及び作業日程を調整すること。
- (8) 機器の保証期間は、本業務の完了日から 1 年間とする。ただし、製造メーカー標準の保証規約で 1 年間より長期の保証がある場合は、当該規約に従う。
- (9) 発注者は必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において受注者はこれに従わなければならない。
- (10) 本業務仕様書に定めている経費負担の他、本業務仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (11) 本業務仕様書に定めのない事項又は本業務仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

1.7 作業責任者

- (1) 受注者は、本業務の管理及び統括を行う作業責任者を定め、契約締結後 15 日以内に発注者

に作業責任者通知書を提出すること。

(2) 発注者からの指示、協議等は、原則として作業責任者が対応すること。

1.8 提出書類

受注者は、次の書類を紙媒体（電子媒体も提出するものもあるので注意すること。）により、発注者へ提出すること。

提出書類	書類の内容	提出時期	提出部数
作業責任者通知書	1.7 による。	契約締結日から 15 日以内	1 部
業務計画書	・作業工程 ・作業体制 ・作業者名簿 ・安全管理 ・作業内容 ・その他	業務開始 1 週間前まで ※業務区分ごとに、都度提出してもよい。	1 部
納入仕様書	・納入機器の製造者名、型番及び本業務仕様書に適合することを証明する資料 ・本業務仕様書記載の機器の数量、構成の変更を希望する場合は、本業務仕様書と同等であることを説明する資料	機器発注の 1 週間前まで	2 部
納品書	・機器の製造者名、型番及び数量 ・写真	機器の搬入時	1 部
業務完了報告書※1 (A4 版市販ファイル)	・完成図 (A3 版) ・主要機器図 ・試験成績書 ・保守に関する指導案内書 ・主要機器一覧表 ・機器取扱説明書※2 ・操作説明書※2 ・官公署届出書類 ・保証書	完成時	2 部
完成図 A3 版二つ折り製本	完成図	完成時	2 部
上記の他、各特記仕様書に記載する書類及び発注者が指示する書類			

※1 業務完了報告書はすべて PDF データにして提出すること。あわせて、図面は CAD データを提出すること。

※2 操作端末、タブレット端末、遠隔視聴可能な場所には、簡易な取扱説明書を配布すること。

1.9 業務完了報告及び検査

(1) 発注者は、1.8 に示す業務完了報告書の提出を受けた後、10 日以内に当該業務の完了を確認するための検査を行う。

(2) (1) の検査は、設備の良好な動作状況の確認及び提出書類の適正な記載をもって行う。

1.10 委託料の支払

- (1) 受注者は、1.9 の当該業務の検査に合格し、発注者から口頭又は文書により通知を受けた後、速やかに当該業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出すること。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から 30 日以内に請求に係る委託料を支払う。
- (3) 受注者は委託料の額の 10 分の 3 以内の前払金の支払を請求することができる。

1.11 関係機関への申請及び手続き

本業務の履行に伴い必要となる官公庁への諸手続きは、発注者と協議を行い受注者において資料を作成し、迅速かつ確実に処理しなければならない。

なお、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なく発注者に申し出て協議するものとする。

1.12 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本業務仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

1.13 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

1.14 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1) の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

1.15 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに 1.14 の規定により本業務を再委託する場合の再委託

先及びそれらの使用人に対して、（１）の規定を遵守させなければならない。

（３）発注者は、受注者が（１）又は（２）の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

（４）（１）から（３）までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

1.16 その他

（１） 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。

（２） 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の仕様に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

第2章 機器更新

2.1 整備方針

2階緊急事態対処センター（以下「対処センター」という。）、3階災害対策本部室（以下、「災害対策室」という。）に設置された映像音響設備を撤去する。あらたに4階災害オペレーション室、第33会議室及び第34会議室（以下、「災害オペレーション室等」という。）を加えて、新品の映像音響設備を設置するものである。

また、映像を知事室、危機管理部長室、警察本部、琴浦大山警察署（以下、「知事室等」という。）及びインターネットに配信するものである。

2.2 既存設備の概要

既存設備は図面のとおりとする。

2.3 更新内容

主要な更新内容は以下のとおり。詳細は、図面のとおり。

- (1) 災害対策本部室
 - ・映像・音響機器の更新
- (2) 対処センター
 - ・映像・音響機器の更新
- (3) 災害オペレーション室等
 - ・映像・音響機器の新設
- (4) 3階情報システム管理担当執務室（以下「情報システム管理室」という。）
 - ・映像・音響機器の更新
 - ・映像配信装置の更新
 - ・KVM装置の更新
- (5) 知事室等
 - ・映像受信システムの更新
- (6) 防災機器室1～3
 - ・映像・音響機器の更新
 - ・映像配信装置の更新
 - ・KVM装置の更新

2.4 据付機器の仕様及び数量

- (1) 据付機器の品名及び仕様は、図 E-05 から E-09 による。
- (2) 据付機器の品名及び数量は、別表 1 のとおり。
- (3) 撤去機器の品名及び数量は、図面のとおり。

2.5 本業務の履行に当たっての留意事項

- (1) 本業務仕様書に記載した機器構成、配置、配線ルート等は、本業務仕様書の機能を実現するための一つの方法であり、受注者がシステム設計及び現場調査の上、受注者の負担において図面等と異なる機器構成、機能、配置及び配線ルート等により発注者の要求する機能を実現することは差し支えない。

その場合、事前に発注者と協議して承諾を得ることとするが、本業務仕様書に記載した各機器の機能及び性能等に関する事項は、全て同等以上のものとしなければならない。

- (2) 本業務仕様書に記載のない事項であっても、機能・性能及び運用上、当然実施しなければ要求を満たさない事項等については、受注者の負担により対応するものとする。

また既設機器で更新して不要となる関連装置の撤去は含むものとする。

- (3) 本業務仕様書には、本業務の対象外となる機器や既存配線等は原則として記載してないため、受注者は既存の機器に影響を与えることのないよう十分に現場調査を行い、業務計画を策定すること。

なお、発注者が所有する過去の図面を貸与可能なので、必要に応じて申し出ること。

- (4) 気象警報等の発令、地震発生等により各自治体が災害対応業務に従事した場合、又は従事することが予想される場合は、発注者から現場作業の中止を指示することがある。

また、本業務における既存機器の停止期間を必要最小限とするよう業務計画を策定すること。

なお、機器更新に伴う機器停止期間は令和9年3月から5月の間で見込んでいるが、機器停止期間は最低限とすること。

- (5) 現場における作業は、発注者の指定する時間とし、特に執務室内で通常業務に支障のある作業や騒音の発生する作業は原則として業務時間外（夜間、休日等）に実施すること。

なお、県庁以外の施設については、受注者が当該施設の管理者と作業日程等を直接調整して決定するものとし、調整ができ次第、発注者に報告し、事前に承諾を得た上で施工すること。

- (6) 本業務の履行に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、受注者の負担において既成にならない補修すること。

第3章 システム更新

3.1 全体システム概要

災害対策本部室等映像音響設備は、別途運用している自治体衛星通信機構設備、防災行戦無線映像設備、ヘリコプターテレビ伝送システム、庁内テレビ共聴、内閣府テレビ会議システム、原子力テレビ会議システム、Web 会議、危機管理部放送設備等と連携し、収集・処理された各種情報のうち必要となる任意の情報を、災害対策室・対処センター・原子力安全対策課・災害オペレーション室等にリアルタイムに映像を表示、または音声を出力させるものであり、映像設備、音響設備、制御設備で構成します。

また、情報配信設備も備え、任意に選択した各映像・音声をインターネット経由で、県庁並びに市町村向けにライブ配信を行います。

3.2 映像システム概要

入力された各種映像ソースを操作卓およびタブレット端末にて、主にマトリクススイッチャの切り替えを操作することで、任意の表示設備もしくは別途設備に任意の映像を表示または送り出します。

各種映像ソースにおいては入力する前に必要な画像処理等を実施したのち本設備仕様に合致した様式で変換・取り込みを行い、また、出力に対しても各種出力先に応じた画像処理等を実施したのち、各種表示設備または別途設備に送り出しを行います。

映像の入出力項目は、別表2にまとめます。

3.3 音響システム概要

入力された各種音声ソースを操作端末にて、主にデジタルミキシングエンジン进行操作することで、任意の音響設備もしくは別途設備に任意にミキシング、ノイズ等除去処理された音声を送り出します。

卓上マイク、ワイヤレスマイク、及び別途設備音源を本設備仕様に合致した様式で変換・取り込みを行い、また、出力に対しても各種出力先に応じた変換等を実施したのち、各種音響設備(スピーカー他)または別途設備に送り出しを行います。

音響の入出力項目は、別表3にまとめます。

3.4 システム仕様

- (1) 災害対策室 AV コントロール卓及び情報システム管理室における操作端末(タッチモニタ)にて、全入出力に対する映像切替、音声ミキシング、メインモニターの画面レイアウト変更等が一元的に操作可能であること、但し、対処センターモニター切替・音声操作のみ別操作端末(タッチモニタ)にて個別に操作を行うものとする。

また、タブレット端末(5台)にて無線 LAN 設備(wi-fi アクセスポイント(本業務の対象))を経由し、全入出力に対する映像切替の操作ができること。

- (2) 入力された全ての映像、音声ソースについては、対処センター、災害対策室、災害オペレーション室等において制限なく共有可能であること。

※各操作パネルにて一部、共有制限を可能とする。(撮影カメラ等)

- (3) タブレット端末の誤操作防止の為、タブレット端末の操作権限を設け、操作端末にはそれを変更できる機能を有すること。
- (4) 災害対策室 及び 対処センター メインモニターは最大4画面分割表示を可能とすること。
- (5) 別途運用している自治体衛星通信機構設備、防災行政無線映像設備、ヘリコプターテレビ伝送システム、庁内テレビ共聴、内閣府テレビ会議システム、原子力テレビ会議システム、危機管理部放送設備等と映像、音声を送受信し連携を行うこと。連携の際に信号の変換が必要な場合は、変換装置を用意し、適切に変換を行うこと。また、内閣府テレビ会議システム、原子力テレビ会議システムとの連携においては整備するシステムを通じてテレビ会議への自画像の提供、資料共有、音声の送受信が可能であること。
- (内閣府テレビ会議システム、原子力テレビ会議システムを同時に会議可能、又 Web 会議との相互接続を可能とすること。)
- (6) 音響設備においては、ハウリング、ノイズを自動で防止抑制し、また、話者の違いなどによる音声レベルの大小を自動調整可能な構成とすること。
- また、オーディオの低レイテンシー、長距離伝送によるノイズ回避、省線化が見込めることより、システム構成等に問題が発生する場合を除き、Dante を使ったシステムを採用すること。
- (7) 音響設備 ワイヤレス機器については、秘匿性に優れること、混信が発生しないこと、通信安定性が高いことより、システム構成等に問題が発生する場合を除き、赤外線方式を採用すること。
- (8) 移動して設置撮影が可能な固定カメラ、会議風景を撮影する旋回可能なカメラを、災害対策室に各2台、対処センターに各1台用意し、旋回カメラは送信機に直接接続し、固定カメラは各部屋の情報コンセント型送信器等に接続することで映像取り込み可能であること。
- (9) 映像配信サーバ、IP エンコーダを設け、庁内 LAN、インターネット等に任意の映像、音声をライブ配信可能であること。(配信するソースは7以上とし、接続数は100 接続以上とする)
- また、知事等においては IP デコーダを設け、IR リモコンにて切り換えることが可能であること。
- (10) 映像記録サーバ、IP エンコーダ ((9) とおなじもの) を設け、任意の映像、音声を選択し、映像記録サーバに保存が可能であること。
- また、必要な時に動画を検索、閲覧、ダウンロードが可能であること。
- (11) 操作卓において、各種入力映像を4分割以上にて表示し(入力映像名称も表示)、プレビュー画面として選択表示が可能であること。
- (12) 災害対策室および情報システム管理室の操作卓には、全ての音声入出力について内容、レベルを確認することができるモニタリング設備を備えること。
- (13) 情報コンセント型送信器(入力)、受信器(出力)は、共に HDMI 端子(壁コンセント型、床コンセント型、卓上型)とし、対処センターに入力 5ch、出力 4ch、災害対策室に入力 9ch(コントロール卓 6ch 含む)、出力 4ch、災害オペレーション室等に入力 10ch、出力 5ch を備えること。
- (14) 情報システム管理室にタイトル、テロップ編集用の装置を設け、1つの映像信号にタイトル、テロップを多重してシステムに送り込むことが可能であること。
- (15) HDMI 信号に多重された音声と音響システムとの連携を図る為、音声合成(音声エンベダー)、音声分解(音声デエンベダー)を各4ch分用意し、各システムへ入出力すること。
- (16) マトリクススイッチャに入出力されるケーブルについて、HDMI もしくは DVI-D ケーブルを用いる場合においては8m以上の長距離伝送が必要なものについては距離に応じた伝送用送受信器を設

け、その送受信器の仕様に応じた必要ケーブルを敷設すること。

(17) ミキシングした音声を入力音源として使用できるようにシステムを構築すること。

(18) 電話音声の取り込みについては既設電話機より音声を分配し、受話送話両方の音声をシステムに取り込むこと。また、既設電話機付近に設置のボタン等により、電話対応者にてシステムへの取り込みを ON/OFF することが可能であること。

(19) 各サーバ、操作端末等は、ソフトウェアのサポート終了していないものを導入すること。なお、発注者の要請で主要機器参考図記載の OS を上位バージョンに変更する場合は、その費用について別途協議とする。

(20) 既設 KVM 装置を全面更新すること。対象システム・操作端末設置場所は以下のとおり。

対象システム	操作端末設置場所
原子力テレビ会議操作端末	原子力安全対策課
環境モニタリング 1	対処センター
環境モニタリング 2	災害対策室
ラミセス	情報システム管理室
ヘリテレ操作端末	
震度ネットワーク	
鳥取県防災情報ポータル専用端末	
衛星系防災行政無線操作端末	
衛星系防災行政無線 STB 操作端末	

3.5 操作画面仕様

(1) 災害対策室 AV コントロール卓における操作端末(タッチモニタ)においては、全ての映像音声のスイッチング、ミキシング、音声入出力ボリューム調整、メインモニター画面レイアウト編集、タブレット操作権限変更、システム電源操作が可能であること。

また、全ての映像音声のスイッチング情報、ミキシング情報、音声入出力ボリューム情報、メインモニター画面選択情報を記憶しておくプリセット機能を有し、10 点以上保存が可能であること。

但し、本端末は、対処センター内の表示設備、音響設備を除くすべての出力操作を可能とする。

(2) 対処センター AV コントロール卓における操作端末(タッチモニタ)においては、全ての映像音声のスイッチング、ミキシング、音声入出力ボリューム調整、メインモニター画面レイアウト設定、タブレット操作権限変更、システム電源操作が可能であること。

また、全ての映像音声のスイッチング情報、ミキシング情報、音声入出力ボリューム情報、メインモニター画面選択情報を記憶しておくプリセット機能を有し、10 点以上保存が可能であること。

但し、本端末は、対処センター内の表示設備、音響設備のみ出力操作を可能とする。

(3) 情報システム管理室 における操作端末(タッチモニタ)においては、全ての映像音声のスイッチング、ミキシング、音声入出力ボリューム調整、メインモニター画面レイアウト設定、タブレット操作権限変更、システム電源操作が可能であること。

また、全ての映像音声のスイッチング情報、ミキシング情報、音声入出力ボリューム情報、メインモニター画面選択情報を記憶しておくプリセット機能を有し、10 点以上保存が可能であること。

但し、本端末は、情報システム管理室の表示設備、音響設備のみ出力操作を可能とする。

(4) タブレット端末においては、全ての映像音声のスイッチング、ミキシング、音声入出力ボリューム調整が可能であること。

また、全ての映像音声のスイッチング情報、ミキシング情報、音声入出力ボリューム情報、メインモニター画面選択情報を記憶しておくプリセット機能を有し、10 点以上保存が可能であること。

但し、本端末は、各操作端末で付与したタブレット操作権限より出力設定の可能な範囲が決まるものとする。

(5) 利用者が設定可能な情報については、各操作端末および各タブレット端末で同じデータとなること。

(6) メインモニター画面レイアウト設定、タブレット操作権限変更、システム電源操作に関しては、すべての操作端末及びタブレット端末で使用可能とするが、操作に当たってはメンテナンスモードに変更するなどの操作を行うようにしておき、通常の利用者が使用しない環境において利用できるようにしておくこと。

(7) 直観的に操作が可能なわかり易いグラフィカルユーザーインターフェースとし、タッチモニタ、タブレット端末で操作し易い様にボタン、文字の大きさなどを設計すること。

(8) 操作画面上に配置された入力ソース、出力ソース、プリセットなどの名称についてはユーザーにて編集が可能であること。また、変更後はすべての端末で同じ名称が表示されること。

(9) 操作画面上にプレビュー画面を設け、入力ソースを選択の際は、その入力のライブ映像を確認することができること。

(10) 入出力音声については、其々ミュートボタンを設け、ワンボタンで音声をミュート、ミュート解除することが可能であること。

また、ミュート解除の際は、ミュート直前の音声ボリュームで入出力されること。

(11) 映像や音声の回り込みを防止する為、あるボタンを選択した際の回り込みとなり得るボタンについては見え消し等でソフト的に操作ができないように構成すること。

(12) 各種設定の登録(プリセット登録、名称編集など)の際は、誤操作を防止する為、特殊な操作(ボタンの長押し、パスワードなど)にて登録されるように構成すること。

また、ポップアップにて最終確認を行うこと。

(13) 情報システム管理室操作端末においては、画面構成・機能ほか全て災害対策室操作端末と同等とし、各種操作内容が相互にリンクし、表示反映されること。

尚、ほぼ同時に操作されてしまった場合の処理については、後入力優先で動作するものとする。

(14) 直観的に操作が可能なわかり易いグラフィカルユーザーインターフェースとし、操作端末（タッチモニタ）、タブレット端末で操作し易い様にボタン、文字の大きさなどを設計すること。

(15) 操作画面上に配置された入力ソース、出力ソース、プリセットなどの名称についてはユーザーにて編集が可能であること。

(16) 操作画面上にプレビュー画面を設け、入力ソースを選択の際は、その入力のライブ映像を確認することができること。

(17) 入出力音声については、其々ミュートボタンを設け、ワンボタンで音声をミュート、ミュート解除することが可能であること。

また、ミュート解除の際は、ミュート直前の音声ボリュームで入出力されること。

(18) 入出力音声については、其々モニタリングボタンを設け、ワンボタンで各入出力の音声をモニ

タリングすることが可能であること。

また、音声レベルが目視で確認できること。

(19) 映像や音声の回り込みを防止する為、任意のボタンを選択した際の回り込みとなり得るボタンについては見え消し等でソフト的に操作ができないように構成すること。

(20) 操作端末 操作ソフトウェア画面イメージ

a. 災害対策室

別図 1 を参照（操作画面イメージは参考とする）

b. 対処センター、情報システム管理室

別図 1 をもとに、モニタ構成・音声出力構成を実設備に応じた構成としたものとする。

(21) タブレット端末 操作ソフトウェア画面イメージ

別図 2 を参照（操作画面イメージは参考とする）